

小郡市発注の公共工事からの暴力団等排除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小郡市暴力団等排除条例（平成22年小郡市条例第7号）第6条の規定に基づき、小郡市（以下「市」という。）発注の公共工事からの暴力団等（小郡市暴力団等排除条例第2条第1号に規定する暴力団等又はこれらと密接な関係を有するものをいう。以下同じ。）の排除に向けた取組として、発注者である市、受注者及び福岡県小郡警察署（以下「警察署」という。）の3者（以下「3者」という。）による連携の強化並びに市が発注する公共工事における暴力団等による不当又は不法な行為の防止及び排除の対策について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要綱において、暴力団等の排除の対象となる市発注の公共工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事とする。

- (1) 予定価格が1億円以上の建設工事
- (2) 前号の規定にかかわらず、市長が必要と認める工事

(情報提供等)

第3条 市は、対象工事の受注者から施工体系図（対象工事における各下請負人の施工の分担関係を表示したものをいう。次項において同じ。）の提出を求めるものとする。

2 市は、対象工事の入札情報及び落札業者情報並びに前項の規定により提出を求めた施工体系図を警察署に提供するものとする。

(協力要請)

第4条 市は、対象工事の契約締結時に、当該対象工事の受注者に対し3者連携による暴力団等の排除の推進について協力要請を行うものとする。

(現場指導)

第5条 対象工事を監督する市の担当課は、必要に応じて当該対象工事の現場等で警察署と情報交換を行うとともに、当該対象工事の受注者に対し暴力団等の排除に関する指導を行うものとする。

(対策会議)

第6条 市は、警察署と協議の上、対象工事に係る会議が必要と判断したときは、3者による暴力団等排除対策会議を開催することができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市が発注する公共工事からの暴力団等の排除に関し必要な事項は、市が警察署と協議の上、別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。